

自衛隊のイラク派兵に反対の意を表したいと思っていた。名古屋で「自衛隊イラク派兵差止訴訟」を起こすため、原告を募る呼びかけを見て、すぐに原告の一人に加わった。地裁、高裁と進んだ裁判過程を、克明にメールで知らせてくれた。そして、名古屋高裁は、2008年4月17日、歴史的な「違憲判決」を出した。

丁度6年経った2014年4月17日に、同訴訟全国弁護士連絡会議が「名古屋高裁・イラク派兵違憲判決6周年にあたっての声明」を出した。声明は「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を阻止するため、主権者として、今こそ『平和のうちに生きる権利』の行使を訴える」と題している。

7項目から成っている声明の骨子を紹介したい。

1. 安倍首相は、集団的自衛権の行使容認に向けて準備を着々と進めている。
2. 時の政府が、集団的自衛権の行使を容認することは、武力による威嚇及び行為を禁じ、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた憲法に違反し、国家権力の乱用を憲法で規律する立憲主義を破壊する。
3. 集団的自衛権は、個別的自衛権と異なり、国連憲章制定の過程で作られた新しい概念である。国連憲章は「自衛」の名で戦争がなされ、未曾有の被害をもたらした反省から、戦争の違法化を明記し、国連が紛争を解決し国家の自立救済を認めない「集団安全保障」という考え方を採用した。
4. ところが、国連憲章の「鬼子」というべき集団的自衛権は、ベトナム戦争におけるアメリカの武力行使、ソ連によるアフガニスタン侵攻など、大国が他国への軍事介入するときの道具として利用されてきた。
5. 2004年、自衛隊のイラク派兵に対して、憲法9条の平和主義、平和のうちに生きる権利の実現に努めてきた市民は、派兵差止・違憲確認訴訟に立ち上がった。
6. 名古屋高裁は、憲法9条についての政府解釈を前提として、バグダッドを「戦闘地域」と認定し、バグダッドへの多国籍軍兵士の輸送活動が「武力行使」に該当するとし、憲法9条1項に違反すると判決した。
7. 名古屋高裁の判決は、憲法9条の解釈について確定した判例である。戦後の護憲運動の貴重な到達点での1つであり、世界に誇るべきものである。

それぞれの項目の後、具体的な説明がついている。イラク派兵に反対する運動は、全国で11地裁、14訴訟、原告数5700名、代理人数800名という、戦後最大の憲法訴訟に発展した。そして、名古屋高裁で、画期的な「違憲判決」を勝ち取った。

安倍政権は、憲法解釈変更という、姑息な手段で、米国と連携した戦争のできる集団的自衛権の行使を強力に進めようとしている。何としても阻止しなければならない。

人は誰もが、生まれてから死ぬ時まで、平和に生存する権利を有している。この権利の享受は、確定した「違憲」という司法判断を実現することが第一歩になる。声明に賛同し、声をあげ、行動を共にしていきたいと思う。